社会的養育の充実に向けた
考え方と具体的な取組

令和７年３月

相　模　原　市

目　　次

1　改定の趣旨及び位置付け…… 1

（１）改定の趣旨 …… 1

（２）位置付け …… 1

2　対象の期間 …… 1

3　進行管理 …… 1

4　社会的養育を取り巻く状況等 …… 2

（１）児童相談の状況 …… 2

（２）入所措置等の状況 …… 2

（３）一時保護の状況 …… 4

（４）登録里親の状況 …… 5

（５）助産施設及び母子生活支援施設の状況 …… 5

（６）家庭支援事業の状況 …… 6

5　代替養育を必要とする子ども等の見込数 …… 8

（１）代替養育を必要とする子どもの見込み …… 8

（２）里親・ファミリーホームへの委託を必要とする子どもの見込み …… 8

（３）施設における養育を必要とする子どもの見込み …… 9

（４）自立支援を必要とする社会的養護経験者等の見込み …… 9

（５）一時保護を必要とする子どもの見込み …… 9

６　児童福祉施設等の定員の見込数 …… １０

７　社会的養育の充実に向けた考え方 …… １１

（１）社会的養育の充実に向けた基本的な視点 …… １１

（２）取組の体系 …… １１

８　社会的養育の充実に向けた具体的な取組 …… １２

（１）当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等) …… １２

（２）子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組 …… １３

（３）支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組 …… １６

（４）一時保護改革に向けた取組 …… １７

（５）代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組 …… １８

（６）里親及びファミリーホームへの委託の推進に向けた取組 …… １９

（７）施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 …… ２１

（８）社会的養護自立支援の推進に向けた取組 …… ２３

（９）児童相談所の強化等に向けた取組 …… ２５

（１０）障害児入所施設における支援に向けた取組 …… ２７

【資料編】

資料１　当事者である子どもへのアンケート調査等の実施結果(概要) …… ２９

資料２　社会的養護経験者等へのヒアリング調査の実施結果(概要)…… ３１

資料３　審議会からの意見聴取等の経過 …… ３２

資料４　用語解説 …… ３４

1　改定の趣旨及び位置付け

（１）改定の趣旨

「社会的養育推進の基本的方向性」は、平成２８年における児童福祉法(昭和２２年法律第１６４号)の抜本的な改正を受けて、家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくために、「新しい社会的養育ビジョン」並びに「第２次相模原市子ども・子育て支援事業計画」における施策の方向である「児童虐待予防・防止対策の強化」及び「社会的養育体制の充実」を踏まえ、令和２年３月に今後の本市の社会的養育の将来像を示すものとして、定めたものである。

令和２年度以降、「第２次相模原市子ども・子育て支援事業計画」及び「社会的養育推進の基本的方向性」を踏まえ、児童虐待の発生予防、未然防止、早期対応等の強化や代替養育を必要とする子どもへの支援の充実等に取り組んできた。

しかし、令和２年度から６年度までの期間における取組状況では、家庭養育の状況を示す里親等委託率等も十分ではなく、６年４月には、子育て世帯等に対する包括的な支援のための体制強化や事業の拡充、支援の質の向上に向けた事業の創設、自立支援の強化に向けた取組等を目的とした児童福祉法の改正が行われるとともに、都道府県社会的養育推進計画の策定要領についても、大幅な見直しが行われた。

これらの国における動向を踏まえるとともに、令和２年度から６年度までの「社会的養育推進の基本的方向性」の取組を検証し、７年度から１１年度までにおける社会的養育の充実に向けた取組をより実情に見合うものとすることを目的に、改定するものである。

（２）位置付け

「さがみはら 子ども・若者応援プラン」(令和７年度～１１年度)の基本目標や施策の方向を踏まえ、今後の本市の社会的養育の充実に向けた考え方と具体的な取組を示すものとする。

2　対象の期間

対象期間は、令和７年度～１１年度とする。

3　進行管理

毎年度、取組状況の自己点検及び評価を実施し、その結果を社会福祉審議会児童福祉専門分科会等へ報告する。

４　社会的養育を取り巻く状況等

令和元年度から５年度までの各年度末時点における社会的養育を取り巻く状況等は、次のとおりである。

（１）児童相談の状況

ア　児童虐待相談

本市の虐待相談の把握人数は、増加傾向にあり、令和５年度と令和元年度の把握人数を比較すると、５６５人(約２２％)の増加となっている。

児童虐待相談の状況　(単位：人)

区分	R1	R2	R3	R4	R5
児童相談所	1,502	1,596	1,896	1,785	1,673
子育て支援センター	1,022	1,093	1,077	1,385	1,416
合計	2,524	2,689	2,973	3,170	3,089

イ　児童虐待以外の相談

本市の育成相談や養護相談、障害相談など虐待以外の相談人数は、増加傾向にあり、令和５年度と令和元年度の相談人数を比較すると、２８１人(約１２％)の増加となっている。

児童虐待以外の相談の状況　(単位：人)

区分	R1	R2	R3	R4	R5
児童相談所	1,529	1,083	1,840	1,530	1,743
子育て支援センター	909	1,106	1,008	930	976
合計	2,438	2,189	2,848	2,460	2,719

（２）入所措置等の状況

ア　里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)への委託

本市の里親及びファミリーホームへの委託人数は、増加傾向にあり、令和５年度と令和元年度の委託人数を比較すると、１０人(約２４％)の増加となっている。

里親及びファミリーホームへの委託の状況　(単位：人)

区分	R1	R2	R3	R4	R5
里親	33	33	38	41	39
ファミリーホーム	9	8	14	16	13
合計	42	41	52	57	52

里親等委託率の状況　(単位：%)

区分	R1	R2	R3	R4	R5
里親等委託率＊	22.2	23.0	27.2	30.2	30.1

＊里親及びファミリーホームへの委託数の合計を、里親及びファミリーホームへの委託数と乳児院及び児童養護施設の措置児童の合計で除して得た割合

イ　乳児院及び児童養護施設への入所措置

本市の乳児院への入所措置は、１５人程度で推移している。

本市の児童養護施設への入所措置は、減少傾向にあり、令和５年度と令和元年度の措置児童数を比較すると、２２人(約１６％)の減少となっている。

乳児院及び児童養護施設への入所措置の状況　(単位：人)

区分	R1	R2	R3	R4	R5
乳児院	18	12	14	14	16
児童養護施設 (うち本市所管施設入所児童数)	134 (73)	127 (70)	131 (69)	126 (68)	112 (66)
合計	152	139	145	140	128

ウ　児童心理治療施設への入所措置

心理治療など専門的なケアと養育を行う児童心理治療施設は、本市に設置がなく、市外施設の定員割愛による入所措置を行っている。

児童心理治療施設への入所措置の状況　(単位：人)

区分	R1	R2	R3	R4	R5
児童心理治療施設	1	－	1	1	1

エ　児童自立支援施設への入所措置

子どもの行動上の問題に対応する児童自立支援施設は、本市に設置がなく、県内施設の協定定員の活用や県外施設の定員割愛による入所措置を行っている。

児童自立支援施設への入所措置の状況　(単位：人)

区分	R1	R2	R3	R4	R5
児童自立支援施設	6	6	5	3	3

オ　児童自立生活援助事業所Ⅰ型(自立援助ホーム)への委託

本市の自立援助ホームへの入居人数は、増加傾向にあり、令和５年度と令和元年度の入居人数を比較すると、８人(１６０％)の増加となっている。

自立援助ホームへの委託の状況　(単位：人)

区分	R1	R2	R3	R4	R5
自立援助ホーム	5	3	5	7	13

※各年度末現在

カ　福祉型障害児入所施設への入所措置等

知的障害や発達障害等のある子どもに日常生活の指導等を行う福祉型障害児入所施設への入所人数は、減少傾向にあり、４人(約１０％)の減少となっている。

福祉型障害児入所施設の入所状況　(単位：人)

区分	R1	R2	R3	R4	R5
福祉型障害児入所施設	42	44	43	41	38

（３）一時保護の状況

ア　一時保護施設の状況

本市の一時保護を行った人数は、増加傾向にあり、令和５年度と令和元年度の人数を比較すると、１１１人(約５８％)の増加となっている。

一時保護人数の状況　(単位：人)

区分	R1	R2	R3	R4	R5
一時保護施設	193	257	220	235	304

一時保護施設の状況

区分	R1	R2	R3	R4	R5
平均在所人数（人）	25	28	24	25	27
定員超過日数（日）	189	269	151	157	251
一時保護の延べ日数（日）	10,505	10,542	8,506	9,492	9,109
１人当たり平均在所日数（日）	43	37	36	36	30

イ　一時保護委託の状況

本市の一時保護委託人数は、増加傾向にあり、令和５年度と令和元年度の一時保護委託人数を比較すると、１２０人(約８６％)の増加となっている。

一時保護委託の状況　(単位：人)

区分	R1	R2	R3	R4	R5
里親	28	60	63	46	58
ファミリーホーム	8	8	10	12	11
乳児院	25	28	34	20	25
児童養護施設	26	46	24	55	77
自立援助ホーム	－	4	6	14	21
福祉型障害児入所施設	26	14	11	18	34
その他	26	32	28	36	33
合計	139	192	176	201	259

（４）登録里親の状況

本市の養育里親としての登録者数は、増加傾向にあり、令和５年度と令和元年度の登録者数を比較すると、３０人(約４５％)の増加となっている。

また、このうち長期委託の活動をしている養育里親数についても同様の増加傾向となっている。

登録里親の状況　(単位：組)

区分	R1	R2	R3	R4	R5
養育里親登録数	66	66	84	91	96
(うち長期委託里親数)	(27)	(28)	(32)	(35)	(39)

（５）助産施設及び母子生活支援施設の状況

ア　助産施設の状況

助産施設の利用人数は、４０人程度で推移している。

助産施設の状況(各年度)　(単位：人)

区分	R1	R2	R3	R4	R5
利用人数	46	40	32	41	39

イ　母子生活支援施設の状況

母子生活支援施設の利用世帯数は、おおむね横ばい傾向にあるが、１世帯当たりの人員は増加傾向となっている。

母子生活支援施設の状況

区分	R1	R2	R3	R4	R5
利用世帯数（世帯)	26	23	23	24	24
(うち広域入所*世帯数)	(7)	(4)	(7)	(9)	(9)
利用人員数（人)	61	56	60	65	71
(うち広域入所*人員数)	(21)	(12)	(20)	(26)	(30)

＊ＤＶ等を理由にした他自治体への入所

（６）家庭支援事業の状況

本市では、令和 5 年度末時点において、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業及び子育て世帯訪問支援事業を実施している。

ア 子育て短期支援事業(ショートステイ)の利用実績

本市のショートステイの延べ利用日数は、年度により状況が異なるが、令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策、令和５年度は利用定員の見直しに伴う減少を除くと、増加傾向となっている。

ショートステイ延べ利用日数の状況 (単位：日)

区分	R1	R2	R3	R4	R5
乳児院	153	101	108	72	75
児童養護施設	191	109	136	144	136
母子生活支援施設	94	103	251	323	152
合計	438	313	495	539	363

※乳児院は２歳未満、児童養護施設は２歳以上１８歳未満、母子生活支援施設は２歳以上中学校就学の始期に達するまでの子どもを対象に受け入れを行っている。

イ 養育支援訪問事業の利用実績

本市の養育支援訪問事業の延べ利用回数は、減少傾向となっているが、令和４年度から開始した子育て世帯訪問支援事業に家事支援を統合したため、以降は育児支援を主に行っている。

養育支援訪問事業の状況 (単位：回)

区分	R1	R2	R3	R4	R5
延べ利用回数	279	263	221	164	206

ウ 一時預かり事業の利用実績

本市の一時預かり事業の利用延べ人数は、減少傾向となっている。令和５年度と令和元年度の利用延べ人数と比較すると、幼稚園在園児対象の預かり保育は３，３１７人(約３％)の増加、預かり保育以外は９，３５６人(約３５％)の減少となっている。

一時預かり事業利用延べ人数の状況 (単位：人)

区分	R1	R2	R3	R4	R5
幼稚園在園児対象の預かり保育	113,702	87,507	111,675	113,649	117,019
預かり保育以外(一時保育事業、ファミリー・サポート・センター事業)	27,032	16,165	15,014	14,439	17,676

エ　子育て世帯訪問支援事業の利用実績

本市の子育て世帯訪問支援事業は令和４年１０月から開始し、令和５年度の延べ利用回数は、１３９件となっている。

子育て世帯訪問支援事業の状況　(単位：回)

区分	R1	R2	R3	R4	R5
子育て世帯訪問支援事業				21	139

※要支援児童等のいる特に支援を必要とする家庭分

5　代替養育を必要とする子ども等の見込数

（１）代替養育を必要とする子どもの見込み

「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を踏まえ、3 歳未満、3 歳以上の就学前、学童期以降に区分した令和 5 年以降の推計児童人口に、代替養育を必要とする子どもの割合を乗じて得た値を合算して必要な子どもの数を推計した。

なお、推計に当たっては、近年の児童虐待相談把握人数の増加等に伴う潜在的なニーズを考慮している。

(単位：人)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
合計	266	265	263	259	257	254	253
3 歳児未満	25	28	28	28	28	28	28
3 歳以上の就学前	36	36	37	37	37	37	38
学童期以降	205	201	198	194	192	189	187

※各年度 1 月 1 日時点

（２）里親・ファミリーホームへの委託を必要とする子どもの見込み

「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を踏まえ、3 歳未満、3 歳以上の就学前、学童期以降に区分した代替養育を必要とする子どもから、行動上の課題が重篤な子ども等に対して必要な治療や指導等を行うことを目的とする施設の入所児童数を除いた上で、里親等委託が必要な子どもの割合を乗じて得た値を合算して必要な子どもの数を推計した。

(単位：人)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
合計	54	67	78	87	98	107	118
3 歳児未満	8	10	12	14	17	19	22
3 歳以上の就学前	17	20	22	23	24	25	27
学童期以降	29	37	44	50	57	63	69

※各年度 1 月 1 日時点

（３）施設における養育を必要とする子どもの見込み

「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を踏まえ、3 歳未満、３歳以上の就学前、学童期以降に区分した代替養育を必要とする子どもから、里親・ファミリーホームへの委託を必要とする子どもを減じて必要な子どもの数を推計した。

(単位：人)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
合計	212	198	185	172	159	147	135
３歳児未満	17	18	16	14	11	9	6
３歳以上の就学前	19	16	15	14	13	12	11
学童期以降	176	164	154	144	135	126	118

※各年度１月１日時点

（４）自立支援を必要とする社会的養護経験者等の見込み

「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を踏まえ、対象期間内に１８歳を迎える者及び各年度に措置延長されている者等の状況から自立支援を必要とする社会的養護経験者等を推計した。

(単位：人)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
社会的養護経験者等	13	17	23	24	25	25	26

※年度内の見込数

（５）一時保護を必要とする子どもの見込み

これまでの一時保護の実績や今後の代替養育を必要とする子どもの見込数を踏まえ、一時保護を必要とする子どもの数を推計した。

(単位：人)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
合計	563	476	510	546	584	625	668
一時保護施設	304	260	277	294	313	333	354
一時保護委託	259	216	233	251	271	292	314

※年度内の見込数

6　児童福祉施設等の定員の見込数

代替養育を必要とする子ども等の見込数を踏まえながら、里親の確保・育成や施設整備等の取組を考慮して、各年度当初時点における利用定員を算出した。

(単位：人)

区分	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
助産施設	2	2	2	2	2	2	2
母子生活支援施設	20	20	20	20	20	20	20

※母子生活支援施設は世帯数

(単位：人)

区分	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
里親	42	43	46	57	64	71	79
ファミリーホーム	24	24	24	24	24	24	36
小計	66	67	70	81	88	95	115
乳児院	22	22	22	22	22	22	22
児童養護施設	132	124	84	120	120	104	104
分園型小規模グループケア・地域小規模児童養護施設	(−)	(−)	(−)	(−)	(−)	(8)	(8)
市外の児童養護施設	(48)	(40)	(−)	(−)	(−)	(−)	(−)
小計	154	146	106	142	142	126	126
合計	220	213	176	223	230	221	241

※里親は養子縁組里親登録世帯数

※市外の児童養護施設の令和７年度以降については、定員割愛協議により、各年度当初時点で入所している子ども分の定員を確保

(単位：人)

区分	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
福祉型障害児入所施設	40	40	40	40	40	40	40

(単位：人)

区分	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
児童自立生活援助事業所	15	15	25	25	25	25	30
Ⅰ型(自立援助ホーム)	15	15	18	18	18	18	23
Ⅱ型	−	−	−	−	−	−	−
Ⅲ型	−	4	7	7	7	7	7

※Ⅲ型は世帯数

7　社会的養育の充実に向けた考え方

子ども一人ひとりに対して行われたソーシャルワークが子どもに還元され、子どもの最善の利益が図られることが重要であり、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの実現のために、社会的養育の充実に向けた基本的な視点と取組の体系を定める。

（１）社会的養育の充実に向けた基本的な視点

社会的養育を必要とする子どもの育ちやライフステージに応じた３つの支援の柱と、それらにより目指す子どもの姿・生活環境を基本的な視点として定める。

ア　安心感や自信につながる支援の充実

子どもが大切にされる体験を積み重ねられる居場所があり、子ども自身が意見を持ち、周囲に話すことへの安心感や自信を回復していく。

イ　より良い成長・発達の促進

子ども・家族の参加と支援者との協働により、子育て家庭等へのニーズに応じた支援が包括的に実施されていることや、子ども一人ひとりが自らの意見を表明し、支援者との適切な応答関係が構築され、生活の連続性と育ちの場が保障されている。

ウ　自立に向けた支援の強化

子どもが希望する自立生活に向けて、一般的に推奨される諸活動・社会参加の機会の確保などの基盤が提供されることで、子ども自身が将来の生活像を描き、歩んでいけるようになる。

（２）取組の体系

「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を踏まえ、１０の具体的な取組を定める。各取組は、特定の基本的な視点に紐付くものではなく、全ての基本的な視点を踏まえて推進していくものであるという考えから、取組の体系を次のとおりとする。

基本的な視点	安心感や自信につながる支援の充実	より良い成長・発達の促進	自立に向けた支援の強化
具体的な取組	（１）当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等)		
	（２）子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組		
	（３）支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組		
	（４）一時保護改革に向けた取組		
	（５）代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組		
	（６）里親及びファミリーホームへの委託の推進に向けた取組		
	（７）施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組		
	（８）社会的養護自立支援の推進に向けた取組		
	（９）児童相談所の強化等に向けた取組		
	（１０）障害児入所施設における支援に向けた取組		

8　社会的養育の充実に向けた具体的な取組

「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を踏まえ、取組ごとに本市における現状と課題、各年度末時点における各資源の必要量等及び整備目標並びに今後の取組を定める。

（１）当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

ア　現状と課題

- 施設へ入所している子どもだけでなく、里親やファミリーホームに委託されている子どもにも、こどもの権利ノートが配付されるようになった。
- こどもの権利ノートが子どもに届いていない場合や取扱いを里親に任されている状況がある。
- 子どものほか、里親や施設職員等に権利擁護の取組についての意義や重要性を丁寧に説明するとともに、こどもの権利ノートの扱い方を一緒に考えていくことが必要である。
- 子どもは、「聴いてくれている」、「受け止めてくれている」と感じられることや、日々のコミュニケーションが積み重ねられている相手に話やすさを感じている。
- 意見聴取や意見表明については、大人から機会を提供するとともに、子どもの年齢や発達の状況に応じた配慮が必要である。

イ　資源の必要量等及び整備目標

社会的養護に関わる関係職員及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数

		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
実施回数（回）	見込量	－	－	－	－	－	－
	整備目標		10	10	10	10	10
受講者等数（人）	見込量	－	－	－	－	－	－
	整備目標		100	100	100	100	100

意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数及び割合

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
人数（人）	見込量	－	79	130	180	229	253
	整備目標		263	259	257	254	253
割合（%）	見込量	－	30	50	70	90	100
	整備目標		100	100	100	100	100

措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係る子ども本人の認知度、利用度及び満足度

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
認知度（%）	見込量	－	－	－	－	－	－
	整備目標		70	80	90	90	90
利用度（%）	見込量	－	－	－	－	－	－
	整備目標		30	50	70	90	100
満足度（%）	見込量	－	－	－	－	－	－
	整備目標		50	70	90	90	90

措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
日頃から意見表明ができる子どもの割合（%）	見込量	－	－	－	－	－	－
	整備目標		60	70	80	90	90
意見表明に係る満足度（%）	見込量	－	－	－	－	－	－
	整備目標		50	70	90	90	90

ウ　今後の取組

子どもが自らの権利を理解することや意見を表明することを通じて、子ども自身の権利擁護に関する意識啓発を図る。

また、子どもが権利の主体であることを認識し、子どもからの意見を汲み取り、対応していくため、子どもが話しやすい環境づくりや関係づくりを推進する。

«主な取組»

㊐　児童相談所や施設から独立した第三者による意見表明等支援事業の実施

㊐　児童福祉専門分科会措置部会等を活用した権利擁護に係る環境整備

㊐　子どもを尊重し、その意見を肯定的に扱う支援の実施

㊐　児童相談所職員、里親や施設職員等を対象とする権利擁護に関する研修の実施

㊐　子どもがコミュニケーションを重ねた児童相談所職員や施設職員等と継続的に関係性を持てる環境づくり

- こどもの権利ノートの意義と使い方について、里親や施設職員等に対する周知や子どもへの定期的な説明の実施
- 児童相談所における関係機関との合同ミーティングへの子どもの参画や定期的な面談等における意見聴取の環境づくり

（２）子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

ア　現状と課題

- 本市の児童相談体制は、市民に身近な相談窓口であり、在宅支援を行う子育て支援センターと一時保護や施設入所などの専門的な支援を行う児童相談所の二層構造となっている。
- 子育て支援センターは、一義的な虐待通告窓口として児童福祉事業を担うとともに、妊婦や子育て世帯等に対する母子保健事業を実施している。さらに、保育所入所や各種手当の手続き、療育相談等の子育てに関する相談を一元的に対応している。
- 本市所管の乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設において、子育て短期支援事業による子どもの受入れを行っているが、家庭支援をさらに行っていくためには、施設整備を検討する必要がある。
- 本市には、児童家庭支援センターは設置されておらず、在宅指導は児童相談所と子育て支援センターが担っている。
- 児童虐待の件数の増加、事案の複雑化等により、児童虐待の発生予防や早期対応等の取組がより一層求められており、子育て支援センターにおける母子保健事業と児童相談所の連携を強化する必要がある。

イ 資源の必要量等及び整備目標

こども家庭センターの設置数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
設置数（箇所）	見込量	－	3	3	3	3	3
	整備目標		3	3	3	3	3

※本市における名称は「子育て支援センター」

子ども家庭福祉行政に携わる市職員に対する研修の実施回数、受講者数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
実施回数（回）	見込量	11	－	－	－	－	－
	整備目標		15	15	15	15	15
受講者数（人）	見込量	59	－	－	－	－	－
	整備目標		65	65	65	65	65

子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
子育て短期支援事業 延べ利用人数（人）	見込量	363	500	510	520	530	540
	整備目標		1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
養育支援訪問事業 延べ利用回数（回）	見込量	246	345	345	345	345	345
	整備目標		345	345	345	345	345
一時預かり事業(幼稚園在園児対象の預かり保育) 延べ利用人数（人）	見込量	117,019	118,578	116,008	114,760	113,097	113,759
	整備目標		118,578	116,008	114,760	113,097	113,759
一時預かり事業(預かり保育以外) 延べ利用人数（人）	見込量	17,676	18,675	19,374	19,907	20,441	20,977
	整備目標		18,675	19,374	19,907	20,441	20,977
子育て世帯訪問支援事業 利用回数（回）	見込量	139	200	400	600	800	1,000
	整備目標		476	476	600	800	1,000
児童育成支援拠点事業 延べ利用人数（人）	見込量	－	－	－	－	－	－
	整備目標		－	－	－	－	－
親子関係形成支援事業 利用人数（人）	見込量	－	－	－	－	－	－
	整備目標		－	－	－	－	－

子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
里親（世帯）	見込量	－	－	－	－	－	－
	整備目標		－	－	－	－	－
ファミリーホーム（箇所）	見込量	－	－	－	－	－	－
	整備目標		－	－	－	－	－
児童家庭支援センター（施設）	見込量	－	－	－	－	－	－
	整備目標		－	－	－	－	－

児童家庭支援センターの設置数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
設置数（施設）	見込量	－	－	－	－	－	－
	整備目標		－	－	－	－	－

児童相談所からの在宅指導措置委託件数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
委託件数（件）	見込量	－	－	－	－	－	－
	整備目標		－	－	－	－	－

家庭支援事業を委託している児童家庭支援センター数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
委託件数（施設）	見込量	－	－	－	－	－	－
	整備目標		－	－	－	－	－

ウ　今後の取組

子育て支援センターによる従来の一元対応の強みを活かしつつ、こども家庭センターの機能を加えることで、分野の専門性を活かした一体的な支援や地域資源を活用した家庭支援を推進する。

また、妊娠期から出産、子育て期まで、切れ目のない包括的支援を実施し、児童虐待の発生予防等の取組を強化する。

«主な取組»

- 新　統括支援員の配置、サポートプランや地域資源の活用を通じた包括的・予防的な支援の強化
- 新　コミュニティーソーシャルワーカーとの連携による養育ニーズの把握
- 新　児童育成支援拠点事業や親子関係形成支援事業の実施検討
- 妊娠期からの支援や産後ケアの充実
- 児童福祉施設等を活用した家庭支援の充実
- ヤングケアラー等に対する支援の充実
- 要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用した関係機関の連携や研修の実施
- 児童福祉事業に関わる地区担当職員や指導担当職員の人材育成や人員配置等の検討

（３）支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

ア　現状と課題

- 本市における出生数は減少傾向にあるが、支援を必要とする家庭は増加している。
- 産前及び産後の支援、特定妊婦への支援等、妊娠期から切れ目のない支援、地域における子どもの成長を支える取組の充実が求められている。
- 児童虐待の件数の増加、事案の複雑化等により、児童虐待の発生予防や早期対応等の取組がより一層求められている。

イ　資源の必要量等及び整備目標

妊産婦等生活援助事業の実施事業所数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
実施事業所数（箇所）	見込量	－	－	－	－	－	－
	整備目標		－	－	－	－	－

助産施設の設置数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
設置数（施設）	見込量	2	2	2	2	2	2
	整備目標		2	2	2	2	2

特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
実施回数（回）	見込量	3	－	－	－	－	－
	整備目標		3	3	3	3	3
受講者数（人）	見込量	15	－	－	－	－	－
	整備目標		17	17	17	17	17

ウ　今後の取組

医療機関との連携を緊密に行い、妊産婦や子どもの状況に応じた児童虐待の発生予防や早期対応を推進するとともに、地域資源を活用した家庭支援により、妊産婦の孤立化の防止、出産・子育てに係る負担軽減を図る。

«主な取組»

- ㊐ 子育て短期支援事業の親子利用の実施
- ㊐ 妊産婦等生活援助事業の実施検討
- 利用者支援事業の充実
- ママの休み時間(育児支援教室)の実施
- 育児支援家庭訪問事業の実施
- 管内医療機関医療ソーシャルワーカーと児童相談機関の業務連絡会の実施
- 継続看護連絡会の実施
- 支援困難事例における母子保健と児童福祉の双方の視点を踏まえたケース会議の実施
- 特定妊婦への支援や予防的対応に関する研修の実施

（４）一時保護改革に向けた取組

ア　現状と課題

- 児童相談所では、一時保護を必要とする子どもの年齢や性別、心身の状況に応じて、一時保護施設における保護のほか、施設や里親、医療機関等への一時保護委託を行っている。
- 本市の一時保護施設は、定員が２９名であり、学齢期以上については個室対応が完了している。
- 本市の一時保護施設では、子どもの権利擁護の取組として、意見箱の設置や学童の子どもと職員が参加する子ども会議を毎週開催している。
- 一時保護を実施した後の支援方針等が決まらず、一時保護が長期化するとともに、一時保護施設の定員を超えた受入れ日数が増加している。
- 一時保護の子どもに対する適切な支援を行うため、職員の専門性の向上及び蓄積が必要である。

イ　資源の必要量等及び整備目標

一時保護施設の定員数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
定員（人）	見込量	25	23	24	26	27	29
	整備目標		29	29	29	29	29

委託一時保護の１日当たりの確保定員数

区分			R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
確保定員数（人）		見込量	24	19	21	22	24	26
		整備目標		19	21	22	24	26
	里親	見込量	6	5	5	5	6	6
		整備目標		5	5	5	6	6
	ファミリーホーム	見込量	1	1	1	1	1	2
		整備目標		1	1	1	1	2
	児童福祉施設等	見込量	17	13	15	16	17	18
		整備目標		13	15	16	17	18

一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
里親（世帯）	見込量	18	21	23	25	27	29
	整備目標		23	25	27	29	32
ファミリーホーム（箇所）	見込量	4	4	4	4	4	6
	整備目標		4	4	4	4	6
児童福祉施設等（施設）	見込量	9	9	10	10	10	11
	整備目標		9	10	10	10	11

一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
実施回数（回）	見込量	27	－	－	－	－	－
	整備目標		34	34	34	34	34
受講者数（人）	見込量	102	－	－	－	－	－
	整備目標		125	125	125	125	125

第三者評価を実施している一時保護施設数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
施設数（施設）	見込量	－	－	－	1	－	－
	整備目標		－	－	1	－	－

ウ 今後の取組

子どもの意見・意向を聴取し、子どもの最善の利益を考慮して、適切な一時保護を行うとともに、一時保護の質と量の両面における在り方の検討を進める。

«主な取組»

- 新 一時保護施設の設備・運営に関する基準を踏まえた環境整備
- 新 新たな一時保護施設の設置検討
- 里親等への一時保護委託の推進
- 一時保護の子どもからの意見へのフィードバックや丁寧な説明の実施
- 一時保護施設における自己評価の実施や第三者評価の受審
- 一時保護に関わる職員を対象とした研修等の実施

（５）代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

ア 現状と課題

- 児童相談所において、親子関係再構築のための支援体制が構築されている。
- ケースマネジメントにおいて、家庭養育優先原則やパーマネンシー保障の考え方が十分に浸透していない。
- 本市では、平成３０年度から、養育里親と養子縁組里親の二重登録を行っている。
- 本市の特別養子縁組の成立状況は年１～２件で推移しているが、特別養子縁組の成立に係る支援や民間あっせん団体との連携等を行っているわけではない。

イ 資源の必要量等及び整備目標

親子再統合支援事業による各種支援の実施件数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
実施件数（回）	見込量	71	75	75	75	75	75
	整備目標		75	75	75	75	75

※カウンセリング機能強化事業及びファミリーグループカンファレンスの実施回数

親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
実施回数（回）	見込量	8	－	－	－	－	－
	整備目標		10	10	10	10	10
受講者数（人）	見込量	3	－	－	－	－	－
	整備目標		4	4	4	4	4

児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
成立件数（件）	見込量	6	3	3	4	4	4
	整備目標		3	3	4	4	4

民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
成立件数（件）	見込量	－	－	－	－	－	－
	整備目標		－	－	－	－	－

特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
受講者数（人）	見込量	2	－	－	－	－	－
	整備目標		3	3	3	3	3

ウ　今後の取組

パーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントとともに、地域や関係機関のそれぞれの特色や役割を活かしながら協力し、地域全体がチームとして子どもの育ちを支えるための取組を推進する。

«主な取組»

- ㊨ パーマネンシー保障に必要な判断・支援を行うための体制整備の検討
- 親子関係再構築のための支援体制の強化
- 特別養子縁組等の支援や民間あっせん機関との連携の検討
- 児童の保護や支援に関わる関係者を対象とした研修の実施

（６）里親及びファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

ア　現状と課題

- 本市では、社会福祉法人に里親養育包括支援事業を委託し、里親会と連携しながら、里親制度の普及啓発、里親の資質向上を目的とした研修、相談支援等を行っている。
- 里親制度の普及啓発の取組により、里親(養育里親)登録者、長期委託の件数は増えている。
- 代替養育を必要とする子どもが身近な地域で家庭的環境において生活できるよう、里親やファミリーホームを積極的に増やしていく必要がある。

イ 資源の必要量等及び整備目標

３歳未満、３歳以上の就学前及び学童期以降の里親等委託率、登録率及び稼働率並びに里親活動率

区分			R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
里親等委託率（%）		見込量	30	34	36	38	40	44
		整備目標		37	42	48	53	59
	３歳未満	見込量	33	35	36	37	38	39
		整備目標		43	51	59	67	75
	３歳以上の就学前	見込量	59	64	67	70	73	76
		整備目標		64	67	70	73	76
	学童期以降	見込量	23	27	29	31	33	35
		整備目標		30	35	40	45	50
里親等登録率＊1（%）		見込量	64	65	69	72	76	87
		整備目標		67	72	76	81	91
里親等稼働率＊2（%）		見込量	43	53	53	53	53	50
		整備目標		55	59	63	65	64
里親活動率＊3（%）		見込量	64	67	69	70	72	73
		整備目標		68	70	72	74	75

＊1　里親等登録率は、「里親登録(認定)数×平均受託児童数＋ファミリーホームの定員数」÷「乳児院・児童養護施設の入所児童数＋里親・ファミリーホームへの委託児童数」の割合である。

＊2　里親等稼働率は、「里親・ファミリーホームへの委託児童数」÷「里親登録(認定)数×平均受託児童数＋ファミリーホームの定員数」の割合である。

＊3　里親活動率は、「年度内に活動した里親数(短期里親及び一時保護委託含む。)」÷「里親登録(認定)数」の割合である。

養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録(認定)数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
養育里親（世帯）	見込量	96	106	112	118	124	132
	整備目標		111	118	125	133	140
専門里親（世帯）	見込量	1	1	1	1	1	2
	整備目標		1	1	1	1	2
養子縁組里親（世帯）	見込量	43	46	50	54	59	64
	整備目標		57	64	71	79	86

ファミリーホーム数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
事業所数（事業所）	見込量	4	4	4	4	4	6
	整備目標		4	4	4	4	6

里親登録(認定)に係る社会福祉審議会の開催件数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
開催件数（回）	見込量	2	2	2	2	2	2
	整備目標		2	2	2	2	2

里親支援センターの設置数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
設置数（施設）	見込量	－	－	－	－	－	－
	整備目標		－	－	－	－	－

基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
実施回数（回）	見込量	35	－	－	－	－	－
	整備目標		35	35	35	35	35
受講者数（人）	見込量	225	－	－	－	－	－
	整備目標		236	247	258	269	280

ウ　今後の取組

家庭養育を実施するため、里親登録者及びファミリーホームを増やしていくとともに、代替養育の検討に当たっては、里親及びファミリーホームへの委託を原則とする。

«主な取組»

㊨　実親が安心して里親委託に同意できるアプローチの実施

- 里親への相談支援や研修の実施など、フォスタリング機関を中心とした包括的な里親支援の実施
- 里親制度の普及・周知、登録希望者への案内など、目的や対象者に応じた広報活動の実施
- ファミリーホームを増やすための取組の実施
- 家庭的な養育環境を提供するため、短期間の養育や一時保護等の積極的な活用
- 家庭養育優先原則やパーマネンシー保障に関する研修等の実施

（７）施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

ア　現状と課題

- 本市所管の乳児院及び児童養護施設においては、家庭での養育が困難な子どもに対する専門的な養育に加え、児童相談所と連携して、家庭復帰や里親委託、自立に向けた支援等を行っている。また、定員の範囲で一時保護委託や子育て短期支援事業による子どもの受入れを行っている。
- 本市所管の乳児院は、できる限り家庭的な環境での養育を行うため、小規模グループケアの整備をしている。
- 本市所管の児童養護施設のうち１施設は小規模グループケアが未整備であることから、小規模かつ地域分散化に向けた施設整備が必要である。
- 子どもとの関係性など家庭での養育に支援を必要とする親に対する取組の強化が必要である。
- 施設の高機能化や多機能化を進めるためには施設整備の検討が必要である。
- 専門的なケアを必要とする子どもに対する養育体制の検討が必要である。

● 職員の離職や保育士等の確保が困難な状況があり、施設養育を担う人材の確保や定着、育成に向けた支援が必要である。

イ 資源の必要量等及び整備目標

小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
施設数（施設）	見込量	－	－	－	－	2	2
	整備目標		－	－	－	2	2
入所児童数（人）	見込量	－	－	－	－	8	8
	整備目標		－	－	－	8	8

養育機能強化のための専門職(家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等)の加配施設数、加配職員数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
加配施設数（施設）	見込量	3	3	3	3	3	4
	整備目標		3	3	3	3	4
加配職員数（人）	見込量	9	9	9	9	9	12
	整備目標		9	9	9	9	12

養育機能強化のための事業(親子支援事業、家族療法事業等)の実施施設数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
実施施設数（施設）	見込量	3	3	3	3	3	4
	整備目標		3	3	3	3	4

一時保護専用施設の整備施設数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
整備施設数(施設)	見込量	－	－	－	－	－	－
	整備目標		－	－	－	－	－

児童家庭支援センターの設置施設数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
設置施設数（施設）	見込量	－	－	－	－	－	－
	整備目標		－	－	－	－	－

里親支援センター、里親養育包括支援(フォスタリング)事業の実施施設数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
実施施設数（施設）	見込量	1	1	1	1	1	1
	整備目標		1	1	1	1	1

妊産婦等生活援助事業の実施施設数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
実施施設数（施設）	見込量	－	－	－	－	－	－
	整備目標		－	－	－	－	－

家庭支援事業を委託している施設数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
子育て短期支援事業	見込量	4	4	5	5	5	5
委託施設数（施設）	整備目標		4	5	5	5	5
養育支援訪問事業	見込量	－	－	－	－	－	－
委託施設数（施設）	整備目標		－	－	－	－	－
一時預かり事業	見込量	－	－	－	－	－	－
委託施設数（施設）	整備目標		－	－	－	－	－
子育て世帯訪問支援事業	見込量	－	－	－	－	－	－
委託施設数（施設）	整備目標		－	－	－	－	－
児童育成支援拠点事業	見込量	－	－	－	－	－	－
委託施設数（施設）	整備目標		－	－	－	－	－
親子関係形成支援事業	見込量	－	－	－	－	－	－
委託施設数（施設）	整備目標		－	－	－	－	－

ウ　今後の取組

児童養護施設における「できる限り良好な家庭的環境」の整備及び専門的なケアを必要とする子どもに対する適切な支援体制を構築する。

また、地域における家庭支援の充実を図るため、児童養護施設等の多機能化を推進する。

«主な取組»

- 新　児童心理治療施設の整備
- 新　市内所管施設における自立支援担当職員等専門職の配置による養育機能強化
- 新　乳児院や母子生活支援施設における妊産婦等生活援助事業の実施検討
- 本市所管施設における職員の定着や育成に関する取組の検討
- 本市所管施設の地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの整備促進
- 児童福祉施設等を活用した家庭支援の充実

（８）社会的養護自立支援の推進に向けた取組

ア　現状と課題

- 本市では、「社会的養護自立支援拠点事業」を社会福祉法人に委託し、継続支援計画の作成や生活相談・就労相談を実施している。
- 本市では、大学進学等奨学金を給付しているが、給付時期が大学等の入学金納付時期よりも遅いため、進学等を希望する子どもにとっては不安や経済的負担がある。
- 本市の児童自立生活援助事業所Ⅰ型(自立援助ホーム)では、市内の就労支援機関との連携や地域の社会資源を活用しながら、入所している子どもの自立に向けた支援を行っている。

● 社会に出たときにわからないことや人間関係に困ることがあるので、幼少期のうちから様々な体験をすることができた方がよい。

イ 資源の必要量等及び整備目標

児童自立生活援助事業の実施箇所数(Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数)

区分			R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
実施箇所数（箇所）		見込量	3	8	8	8	8	9
		整備目標		8	8	8	8	9
	Ⅰ型（自立援助ホーム）	見込量	3	3	3	3	3	4
		整備目標		3	3	3	3	4
	Ⅱ型	見込量	－	－	－	－	－	－
		整備目標		－	－	－	－	－
	Ⅲ型	見込量	－	7	7	7	7	7
		整備目標		7	7	7	7	7
入居人数（人）		見込量	13	23	24	25	25	26
		整備目標		25	25	25	25	30
	Ⅰ型（自立援助ホーム）	見込量	13	16	17	18	18	19
		整備目標		18	18	18	18	23
	Ⅱ型	見込量	－	－	－	－	－	－
		整備目標		－	－	－	－	－
	Ⅲ型	見込量	－	7	7	7	7	7
		整備目標		7	7	7	7	7

社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
整備箇所数（施設）	見込量	－	1	1	1	1	1
	整備目標		1	1	1	1	1

ウ 今後の取組

子どもが自立の主体であることを認識し、子どもが将来を考えるときや社会に出たときに向けて、幼少期から様々な体験をできる取組を推進する。

また、子ども自身の意見や意向を踏まえ、里親、施設、児童相談所等の関係機関が連携して、自立支援を強化する。

«主な取組»

㊐ 社会的養護自立支援協議会の設置・運営

㊐ 社会的養護自立支援拠点事業の充実(市内事務所の開設)

㊐ 里親(短期里親を含む。)や施設による社会生活等の体験や地域活動への参加の機会の確保

● 児童自立生活援助事業所の開設促進

● 大学進学等奨学金等の進学支援の拡充

（９）児童相談所の強化等に向けた取組

ア　現状と課題

- 本市では、平成２８年度に国の児童相談所強化プランに示された、人口と児童虐待相談対応件数の基準に基づき、児童福祉司及び児童心理司を増員するとともに、児童虐待への初動対応や親子関係の再構築への取組を行っている。
- 児童福祉司等の専門性の向上のため、法令に基づく児童福祉司任用後研修等のほか、市独自の研修等を実施している。
- 児童福祉司としての経験年数が少ない職員の割合が多くなっており、児童福祉司として５年以上の経験が必要とされるスーパーバイザーを担える職員の確保が課題である。
- 子どもの最善の利益を考えるためには、子どもが権利の主体であることを認識し、子ども自身を尊重し、関係性を築いていくことが必要である。

イ　資源の必要量等及び整備目標

第三者評価を実施している児童相談所数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
実施数（施設）	見込量	－	－	1	－	－	1
	整備目標		－	1	－	－	1

児童福祉司、児童心理司の配置数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
児童福祉司配置数（人）	見込量	57	国の示す配置基準等を踏まえながら、必要な人数を計画的に配置				
	整備目標						
児童心理司配置数（人）	見込量	27					
	整備目標						

市町村支援児童福祉司の配置数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
配置数（人）	見込量	1	国の示す配置基準等を踏まえながら、必要な人数を計画的に配置				
	整備目標						

児童福祉司スーパーバイザーの配置数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
配置数（人）	見込量	14	国の示す配置基準等を踏まえながら、必要な人数を計画的に配置				
	整備目標						

医師の配置数(常勤・非常勤)

区分			R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
配置数（人）		見込量	5	6	6	6	6	6
		整備目標		6	6	6	6	6
	常勤	見込量	－	－	－	－	－	－
		整備目標		－	－	－	－	－
	非常勤	見込量	5	6	6	6	6	6
		整備目標		6	6	6	6	6

保健師の配置数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
配置数（人）	見込量	2	2	2	2	2	2
	整備目標		2	2	2	2	2

弁護士の配置数(常勤・非常勤)

区分			R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
配置数（人）		見込量	1	2	2	2	2	2
		整備目標		2	2	2	2	2
	常勤	見込量	－	1	1	1	1	1
		整備目標		1	1	1	1	1
	非常勤	見込量	1	1	1	1	1	1
		整備目標		1	1	1	1	1

こども家庭福祉行政に携わる児童相談所職員における研修(児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等)の受講者数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
受講者数（人）	見込量	3	－	－	－	－	－
	整備目標		3	5	5	5	5

専門職採用者数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
採用者数（人）	見込量	－	－	－	－	－	－
	整備目標		－	－	－	－	－

ウ　今後の取組

子どもの最善の利益を実現するための体制・専門性の強化、そのための人材育成を推進する。

≪主な取組≫

- 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づく、児童福祉司及び児童心理司の確保・定着・育成
- 児童福祉司等の研修体系の充実
- 子どもの意見を尊重し、継続的な関わりを通じた子どもとの関係性の構築

（１０）障害児入所施設における支援に向けた取組

ア　現状と課題

- 本市における障害児入所施設では、ユニット化の対応ができている。
- 本人の意思を尊重するための意思形成支援が十分でない。また、本人が障害受容できていないこともある。
- 契約による施設利用であるため、重度の方や医療的ケアを必要とする子どもの生活拠点の設定が困難となっている。
- 児童福祉法による措置解除後は関係機関が減少し、支援が十分に届いていない。また、グループホームや施設により支援環境が異なっている。
- 家庭での養育困難などの背景がある子どもに対しては、障害児入所支援だけでなく社会的養護の視点も踏まえた支援も必要である。

イ　資源の必要量等及び整備目標

福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
施設数（施設）	見込量	1	1	1	1	1	1
	整備目標		1	1	1	1	1

福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数

区分		R5 実績	R7	R8	R9	R10	R11
障害児数（人）	見込量	31	34	34	34	34	34
	整備目標		40	40	40	40	40

ウ　今後の取組

本人の意思を尊重するとともに、適切な情報提供や意思形成支援を推進する。

また、措置解除後における様々な関係機関による切れ目のない支援を推進する。

«主な取組»

- 本人の意思決定に必要となる丁寧な情報提供や説明、意思形成支援の実施
- 様々な支援機関による連絡会の実施

資 料 編

資料１

当事者である子どもへのアンケート調査等の実施結果（概要）

１　目的

里親等に委託されている子どもや施設措置されている子どもが日常生活で感じていることを把握し、本市として社会的養護を必要とする子どもの育ちを支える取組の検討に当たって参考とするもの

２　対象の子ども

措置等により次の施設等で生活している小学４年生以上の本市の子ども

令和６年９月 13 日時点

	施設等数	子どもの数		
		合計	小学生	中学生以上
養育里親	10 世帯	12 人	6 人	6 人
ファミリーホーム	3 か所	7 人	4 人	3 人
児童養護施設	15 施設	87 人	26 人	61 人
児童自立支援施設	3 施設	6 人	2 人	4 人
児童心理治療施設	2 施設	2 人	1 人	1 人
児童自立生活援助事業所Ⅰ型	5 か所	15 人	0 人	15 人
福祉型障害児入所施設	4 施設	33 人	9 人	24 人
医療型障害児入所施設	1 施設	1 人	1 人	0 人
母子生活支援施設	4 施設	10 人	5 人	5 人
合計	47	173 人	54 人	119 人

３　調査方法

- 調査対象の子どものいる養育里親、児童養護施設等に対してアンケート調査票を郵送
- アンケート調査へ回答いただいた子どものうち、ヒアリングを希望し、調査への同意が得られた子どもに実施

４　調査時期

アンケート調査　　令和６年　９月２０日（金）～１０月１８日（金）
ヒアリング調査　　令和６年１０月１７日（木）～１１月２８日（木）

５　アンケート調査回答状況

小学生　　４４人（８１．５％）
中学生以上　　１０１人（８４．９％）

6　ヒアリング調査実施件数

	合計	小学生	中学生以上
養育里親	１人	０人	１人
ファミリーホーム	１人	１人	０人
児童養護施設	３人	２人	１人
児童自立支援施設	１人	０人	１人
児童自立生活援助事業所Ⅰ型	２人	０人	２人
合計	８人	３人	５人

※アンケート調査へ回答いただいた子どものうち、ヒアリングを希望し、調査への同意が得られた子どもの人数

資料２

社会的養護経験者等へのヒアリング調査の実施結果（概要）

1　目的

社会的養護経験者が日常生活で感じていること、これまでの生活を振り返ったときに感じていたことなどを把握し、本市として社会的養護を必要とする子どもの自立に向けた取組の検討に当たって参考とするもの

2　対象者

市内の次の対象施設等で把握している本市の社会的養護経験者のうち、18 歳以上で施設等を退所後概ね３～5 年を経過する者で、ヒアリング調査への協力の了解を得られた者

対象施設等	施設等数
養育里親	２世帯
ファミリーホーム	４か所
乳児院	１施設
児童養護施設	２施設
児童自立生活援助事業所Ⅰ型	３か所
福祉型障害児入所施設	１施設
母子生活支援施設	１施設

3　調査方法

- こども家庭課職員２名が対象者に対してヒアリングを実施(概ね１時間)
- ヒアリングの実施場所は、施設等又は対象者の希望する場所・条件で実施できるよう可能な限り配慮

4　調査時期

対象施設へ調査候補者の選出依頼　　令和６年　９月２０日（金）～３０日（月）
ヒアリング調査　　令和６年１０月１０日（木）～３０日（水）

5　実施件数

	人数
児童養護施設退所者	４人
福祉型障害児入所施設退所者	１人
児童自立生活援助事業所Ⅰ型退所者	２人
合計	７人

資料３

審議会からの意見聴取等の経過

１　相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童部会

（１）委員名簿

	氏名	役職・推薦団体	備考
1	大貫　君夫	相模原市民生委員児童委員協議会	職務代理者
2	笹野　章央	相模原市社会福祉協議会	
3	中安　恒太	和泉短期大学准教授	部会長
4	畑　福生	神奈川県弁護士会	
5	横堀　昌子	青山学院大学教授	

（２）会議日程

	日時	議題
第１回	令和６年９月24日	社会的養育推進の基本的方向性の改定について
第２回	令和６年12月５日	社会的養育の充実に向けた考え方と具体的な取組(素案)について

2　相模原市社会的養育推進に関する検討会

（１）委員構成

	関係機関等	人数
1	社会的養護経験者	２人
2	里親	１人
3	乳児院	１人
4	母子生活支援施設	１人
5	児童養護施設	１人
6	障害児入所施設	１人
7	ﾌｧﾐﾘｰﾎｰﾑ	１人
8	自立援助ホーム	１人
9	里親養育包括支援機関	１人
１０	社会的養護自立支援拠点事業所	１人
１１	相模原市	１人
合計		１２人

（２）会議日程

	日時	議題
第１回	令和６年７月５日	・「社会的養育推進の基本的方向性」の見直しについて ・これからの本市の社会的養育に関する意見交換について
第２回	令和６年９月６日	・「社会的養育推進の基本的方向性」の見直しの骨子(案)等について ・措置児童等へのアンケート調査の概要について
第３回	令和６年 10 月７日	・「社会的養育推進の基本的方向性」の見直し(素案)について
第４回	令和６年 11 月 11 日	・社会的養育の充実に向けた考え方と具体的な取組(素案)について

資料４

用語解説

都道府県社会的養育推進計画

各都道府県(指定都市、児童相談所設置市を含む。)が策定する社会的養育に関する体制整備の基本的考え方、整備目標、取組方針等を定めた計画です。

社会的養育

家族で暮らす子どもから代替養育を受けている子ども、その胎児期から自立までが対象であり、子どもの権利、子どものニーズを優先に、家庭のニーズも考慮して行われるものです。

社会的養護

保護者のない子どもや、保護者に監護させることが適当でない子どもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われます。

代替養育

社会的養護を必要とする子どもを保護者から分離して、他の家庭や施設などで養育することです。

家庭養育優先原則

児童福祉法第３条の２において明記されている次のことを指します。

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

パーマネンシー保障

パーマネンシー保障とは、子どもの心身の健やかな成長及び発達のため、心地良さや心情など子どものニーズに日々関心を向け、経験を共有する心理的親(実親、親族、養親など)との永続的な関係の下での養育環境を保障するといった子どもに安定的なケアを保障する考え方を指し、社会的養護において大切にされています。

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のことです。

こども家庭ソーシャルワーカー

実務者の専門性向上を目的に設立された認定資格です。

子ども家庭福祉の様々な場所・立ち位置で活用、実践できるためのソーシャルワークを専門的に学ぶことで、子ども家庭福祉に係る支援の専門性の担保を目指します。

Orange Ribbon
STOP! CHILD ABUSE
さがみん